

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

貨物名：
メーカー名：
型及び銘柄：

©CISTEC

2015.10.01

(1 / 2)

	判定欄	注釈	記入欄
次に掲げる貨物 (4の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの 13-(2)人工衛星その他の宇宙開発用の飛しょう体 又はその部分品			
[省令]第12条 輸出令別表第1の13の項の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。	該当○ 非該当× 対象外-		
四 宇宙空間用の飛しょう体若しくはその打上げ用の飛しょう体 又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの	【 】		
イ 宇宙空間用の飛しょう体の打上げ用の飛しょう体	[]		
ロ 宇宙空間用の飛しょう体	[]		
ハ 宇宙空間用の飛しょう体のバス	[]		
ニ 宇宙空間用の飛しょう体のペイロードであつて、 第6条第二号イ(一)4若しくは第十六号、 第8条第一号イ、第二号イ(二)若しくは第九号ハ若しくはホ 又は第9条第三号イ若しくはロ、第四号、第六号、第八号、 第九号ハ、第九号の二、第十三号ニ、ホ、ル若しくはヲ 若しくは第十号いずれかに該当する貨物が組み込まれたもの	[]		(条 号)
ホ 宇宙空間用の飛しょう体に搭載するように設計した装置 であつて、次のいずれかの機能を有するもの	[]		
(一) 遠隔指令又は遠隔測定データ処理	[]		
(二) ペイロードデータ処理	[]		
(三) 姿勢及び軌道の制御	[]		
十 打上げ用の飛しょう体若しくはその推進装置 又は宇宙空間用の飛しょう体の部分品であつて、 次のいずれかに該当するもの	[]		
イ 打上げ用の飛しょう体の部分品 (ノーズコーン以外のものにあつては、 重量が10キログラムを超えるものに限る。)であつて、 次のいずれかに該当するもの	[]		数値 ()
(一) 第4条第十五号ホに該当する繊維からなる複合材料 又は同条第十三号若しくは第十四号ロに該当する樹脂	[]		
(二) 金属マトリックス複合材料であつて、 次のいずれかで補強されたもの	[]		
1 第4条第十二号に該当する物質	[]		
2 第4条第十五号に該当する繊維	[]		
3 第4条第七号イに該当するアルミニウムの化合物	[]		
(三) 第4条第十二号に該当するセラミックマトリックス複合材料	[]		
ロ 打上げ用の飛しょう体の推進装置の部分品であつて、 第五号、第七号又は前号のいずれかに該当する推進装置 に使用するよう設計したものであつて、 次のいずれかをを用いたもの	[]		
(一) 第4条第十五号ホに該当する繊維 又は同条第十三号若しくは第十四号ロに該当する樹脂	[]		
(二) 金属マトリックス複合材料であつて、 次のいずれかで補強されたもの	[]		
1 第4条第十二号に該当する物質	[]		
2 第4条第十五号に該当する繊維	[]		
3 第4条第七号イに該当するアルミニウムの化合物	[]		
(三) 第4条第十二号に該当するセラミックマトリックス複合材料	[]		
ハ 宇宙空間用の飛しょう体の部分品であつて、 構造体の動的応答又はねじれを能動的に制御するもの	[]		
ニ 液体バルスロケットエンジンであつて、 推力重量比が1キロニュートン毎キログラム以上のもの のうち、応答時間が0.030秒未満のもの	[]		数値 () 数値 ()

作成責任者：(作成年月日： 年 月 日)	
会社名	_____
所属・役職	_____
(フリガナ) 氏名	_____ 印
電話	_____

判定結果	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当
該当項番		
① 輸出令別表第1の項番		[]
② 貨物等省令の条項号等の番号等		[]
		[]